

北海道胆振海区 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
胆海共第1号	越川漁業協同組合	勇払郡むかわ町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 日高町とむかわ町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 上郡台から264度39分 1、325メートルの点 基点第3号 むかわ町と厚真町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 206 度 55分 5、000メートルの点 点2 基点第3号から 200 度 25分 5、000メートルの点 点3 基点第3号から 200 度 25分 2、700メートルの点		第一種共同漁業	いがい漁業 えそばがいがい漁業 さらがいがい漁業 つぶ漁業 ほっきがいがい漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	むかわ町	なし
胆海共第2号	越川漁業協同組合	勇払郡むかわ町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 日高町とむかわ町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 上郡台から264度39分 1、325メートルの点 基点第3号 むかわ町と厚真町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 206 度 55分 5、000メートルの点 点2 基点第3号から 200 度 25分 5、000メートルの点 点3 基点第3号から 200 度 25分 2、700メートルの点		第二種共同漁業	あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網漁業 かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりうお・ちかいわし・ししゃも刺し網漁 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらの刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 かれい・ひらめ・ちか底建網漁業 はもどう漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	むかわ町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、堤網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。
胆海共第3号	苫小牧漁業協同組合	苫小牧市地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 苫小牧から258度30分 1、500メートルの点 基点第2号 苫小牧市と白老町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 175 度 00分 3、000メートルの点 点2 基点第2号から 147 度 20分 3、000メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あわび漁業 いがい漁業 えそばがいがい漁業 さらがいがい漁業 つぶ漁業 ほっきがいがい漁業 ほたてがいがい漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	苫小牧市	なし
胆海共第4号	苫小牧漁業協同組合	苫小牧市地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 苫小牧から258度30分 1、500メートルの点 基点第2号 苫小牧市と白老町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 175度 00分 3、000メートルの点 点2 基点第2号から 147度 20分 3、000メートルの点		第二種共同漁業	あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網漁業 かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりうお・ちかいわし・ししゃも刺し網漁 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらの刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 はもどう漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	苫小牧市	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
胆海共第5号	いぶり中央漁業協同組合	白老郡白老町地先	次の基点第1号、点1、点2及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域のうち基点第1号、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23、点24、点25、点26、点27、点28、点29、点30、点31、点32、点33、点34、点35、点36、点37、点38、点39、点40の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域、点41、点42、点43、点44、点45、点46、点47、点48、点49、点50、点51、点52、点53、点54、点55、点56、点57、点58、点59、点60、点61、点62、点63、点64、点65、点66、点67、点68、点69、点70、点71、点72、点73、点74、点75、点76、点77、点78の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 吉小牧市と白老町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 窟太郎から79度48分07秒 1. 515. 27メートルの点 基点第3号 X＝－163766. 552 Y＝－76996. 943(座標系12系) 点1 基点第1号から 147度20分00秒 3. 000メートルの点 点2 基点第2号から 142度20分00秒 3. 000メートルの点 点3 基点第3号から 142度03分00秒 485メートルの点 点4 点3から 232度03分02秒 3メートルの点 点5 点4から 142度03分01秒 125. 29メートルの点 点6 点5から 122度03分00秒 135. 29メートルの点 点7 点6から 151度31分51秒 346. 85メートルの点 点8 点7から 119度02分48秒 12メートルの点 点9 点8から 209度03分00秒 223メートルの点 点10 点9から 299度03分05秒 12メートルの点 点11 点10から 209度03分00秒 77メートルの点 点12 点11から 119度03分25秒 12メートルの点 点13 点12から 209度02分59秒 68. 08メートルの点 点14 点13から 299度03分05秒 12メートルの点 点15 点14から 209度03分01秒 76. 97メートルの点 点16 点15から 119度03分05秒 11. 87メートルの点 点17 点16から 209度02分59秒 164. 50メートルの点 点18 点17から 299度02分42秒 4メートルの点 点19 点18から 209度03分02秒 33メートルの点 点20 点19から 119度02分42秒 4メートルの点 点21 点20から 209度03分01秒 90. 65メートルの点 点22 点21から 298度51分37秒 15. 87メートルの点 点23 点22から 208度51分51秒 40. 23メートルの点 点24 点23から 202度11分34秒 14. 21メートルの点 点25 点24から 182度25分49秒 14. 22メートルの点 点26 点25から 168度30分24秒 5. 64メートルの点 点27 点26から 209度01分03秒 7. 96メートルの点 点28 点27から 119度03分00秒 82メートルの点 点29 点28から 299度03分01秒 170メートルの点 点30 点29から 29度03分00秒 237. 50メートルの点 点31 点30から 299度02分34秒 3. 30メートルの点 点32 点31から 29度03分00秒 105. 05メートルの点 点33 点32から 119度03分01秒 2. 43メートルの点 点34 点33から 299度03分00秒 343メートルの点 点35 点34から 299度02分42秒 4メートルの点 点36 点35から 29度03分00秒 241メートルの点 点37 点36から 299度02分58秒 123. 06メートルの点 点38 点37から 27度03分00秒 221. 51メートルの点 点39 点38から 297度02分43秒 196. 939メートルの点 点40 点39から 27度03分00秒 176. 09メートルの点(西防波堤突端) 点41 基点3号から 223度24分19秒 290. 46メートルの点 点42 点41から 142度03分00秒 114. 90メートルの点 点43 点42から 232度02分40秒 3. 80メートルの点 点44 点43から 142度03分00秒 68. 40メートルの点 点45 点44から 232度03分00秒 260メートルの点 点46 点45から 142度03分00秒 100メートルの点 点47 点46から 337度48分50秒 14. 72メートルの点 点48 点47から 142度02分57秒 33. 20メートルの点 点49 点48から 52度03分00秒 100. 31メートルの点 点50 点49から 50度14分05秒 174. 03メートルの点 点51 点50から 96度34分11秒 247. 88メートルの点 点52 点51から 116度06分39秒 331. 90メートルの点 点53 点52から 230度43分49秒 134. 46メートルの点 点54 点53から 245度37分50秒 107. 79メートルの点 点55 点54から 239度41分08秒 40. 62メートルの点 点56 点55から 256度23分08秒 55. 80メートルの点 点57 点56から 235度52分43秒 46. 74メートルの点 点58 点57から 247度23分17秒 8. 93メートルの点 点59 点58から 242度26分54秒 42. 18メートルの点 点60 点59から 249度47分42秒 49. 95メートルの点 点61 点60から 235度52分38秒 79. 32メートルの点 点62 点61から 235度52分38秒 42. 17メートルの点 点63 点62から 320度15分11秒 104. 04メートルの点 点64 点63から 232度02分05秒 1. 06メートルの点 点65 点64から 322度02分59秒 19. 40メートルの点 点66 点65から 232度03分01秒 74. 67メートルの点 点67 点66から 119度03分00秒 156. 97メートルの点 点68 点67から 29度02分30秒 3. 85メートルの点 点69 点68から 117度10分23秒 133. 11メートルの点 点70 点69から 209度02分59秒 48. 10メートルの点 点71 点70から 300度21分32秒 133. 07メートルの点 点72 点71から 299度03分01秒 182. 50メートルの点 点73 点72から 322度03分06秒 3. 50メートルの点 点74 点73から 322度02分59秒 140メートルの点 点75 点74から 232度02分20秒 2. 51メートルの点 点76 点75から 322度03分00秒 80メートルの点 点77 点76から 232度03分01秒 13. 70メートルの点 点78 点77から 326度03分47秒 325. 80メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あわび漁業 いがい漁業 えそばかがい漁業 さがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっさいがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	白老町(宇虎杖浜を除く)	なし

[illegible]

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
胆海共第7号	いぶり中央漁業協同組合	白老郡白老町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、基点第3号、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 富太郎から79度48分07秒 1、515、27メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.4(北海道水産林務部三角点 水D12～) 基点第3号 登別漁港東防波堤基部 (X＝－171463、664 Y＝－87167、366 12系座標値) 基点第4号 X＝－171206、180 Y＝－87561、955 (座標系12系) 点1 基点第1号から 142度20分 3、000メートルの点 点2 基点第2号から 142度20分 3、000メートルの点 点3 基点第3号から 142度20分 3、000メートルの点 点4 点5から 105度51分48秒 263、516メートルの点 点5 基点第4号から 136度23分08秒 11メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふりの漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞがいがい漁業 さがいがい漁業 つぶ漁業 ほっきがいがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	白老町宇虎杖浜	なし
胆海共第8号	いぶり中央漁業協同組合	白老郡白老町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、基点第3号、点4、点5及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 富太郎から79度48分07秒 1、515、27メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.4(北海道水産林務部三角点 水D12～) 基点第3号 登別漁港東防波堤基部 (X＝－171463、664 Y＝－87167、366 12系座標値) 基点第4号 X＝－171206、180 Y＝－87561、955 (座標系12系) 点1 基点第1号から 142度20分 3、000メートルの点 点2 基点第2号から 142度20分 3、000メートルの点 点3 基点第3号から 142度20分 3、000メートルの点 点4 点5から 105度51分48秒 263、516メートルの点 点5 基点第4号から 136度23分08秒 11メートルの点		第二種共同漁業	あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網漁業 かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりうお・ちか・いわし・ししゃも刺し網漁 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 さば・ちか・いわし・かれい小型定置網漁業 はたはた・にしん・かれい小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ちか底建網漁業 はもどう漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	白老町宇虎杖浜	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、8484メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。
胆海共第9号	いぶり中央漁業協同組合	登別市地先	次の基点第1号、点1、点2、基点第2号、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 X＝－171206、180 Y＝－87561、955 (座標系12系) 基点第2号 登別漁港東防波堤基部 (X＝－171463、664 Y＝－87167、366 12系座標値) 基点第3号 国土地理院三角点 蘭法峯岬 基点第4号 国土地理院三角点 幌別から111度05分 540メートルの点 基点第5号 登別市と室蘭市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 136度23分08秒 11メートルの点 点2 点1から 105度51分48秒 263、516メートルの点 点3 基点第2号から 142度20分 3、100メートルの点 点4 基点第3号から 142度20分 3、000メートルの点 点5 基点第4号から 142度00分 3、000メートルの点 点6 点7から 142度20分 1、000メートルの点 点7 基点第5号から 162度30度 2、000メートルの点		第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 のり漁業 ふりの漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞがいがい漁業 さがいがい漁業 つぶ漁業 ほっきがいがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	登別市	なし
胆海共第10号	いぶり中央漁業協同組合	登別市地先	次の基点第1号、点1、点2、基点第2号、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 X＝－171206、180 Y＝－87561、955 (座標系12系) 基点第2号 登別漁港東防波堤基部 (X＝－171463、664 Y＝－87167、366 12系座標値) 基点第3号 国土地理院三角点 蘭法峯岬 基点第4号 国土地理院三角点 幌別から111度05分 540メートルの点 基点第5号 登別市と室蘭市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 136度23分08秒 11メートルの点 点2 点1から 105度51分48秒 263、516メートルの点 点3 基点第2号から 142度20分 3、000メートルの点 点4 基点第3号から 142度20分 3、100メートルの点 点5 基点第4号から 142度00分 3、000メートルの点 点6 点7から 142度20分 1、000メートルの点 点7 基点第5号から 162度30度 2、000メートルの点		第二種共同漁業	あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網漁業 かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりうお・ちか・いわし・ししゃも刺し網漁 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 さば・ちか・いわし・かれい小型定置網漁業 はたはた・にしん・かれい小型定置網漁業 かれい・ひら	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	登別市	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、垣網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、8484メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
胆海共第11号	室蘭漁業協同組合	室蘭市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第9号、点10、点11、点12、点13、基点第10号、点14、点15及び基点第11号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 登別市と室蘭市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D1から142度20分 50メートルの点 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.2(北海道水産林務部三角点 水D3～)から111度00分 80メートルの点 基点第4号 チキウ岬燈台中心点 (北緯 42度18分07. 6秒 東経 141度00分04. 1秒) 基点第5号 北海道水産林務部三角点 水D5から154度00分 280メートルの点 基点第6号 北海道水産林務部三角点 水D6から190度00分 230メートルの点 基点第7号 室蘭港南外防波堤灯台 (北緯 42度20分56. 3秒 東経 140度54分57. 6秒) 基点第8号 室蘭市と伊達市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第9号 室蘭港南外防波堤基部 基点第10号 国土地理院三角点 大黒島 基点第11号 室蘭港北外防波堤基部 点1 基点第1号から 162 度 30分 2. 000メートルの点 点2 点1から 142 度 20分 1. 000メートルの点 点3 基点第2号から 142 度 20分 3. 000メートルの点 点4 基点第3号から 135 度 00分 3. 000メートルの点 点5 基点第4号から 180 度 00分 3. 000メートルの点 点6 基点第5号から 200 度 00分 3. 000メートルの点 点7 基点第6号から 212 度 30分 3. 000メートルの点 点8 基点第7号から 223 度 46分 3. 000メートルの点 点9 基点第8号から 223 度 46分 3. 000メートルの点 点10 基点第9号と基点第10号を結んだ線上、基点第9号から730メートルの点 点11 点12から 218 度 00分 60メートルの点 点12 点13から 168 度 00分 150メートルの点 点13 基点第9号と基点第10号を結んだ線上、基点第9号から1. 000メートルの点 点14 基点第10号から 282度 15分 975メートルの点 点15 基点第11号から 176度35分10秒 2. 120メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 えぞばかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 ほや漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室蘭市	なし
胆海共第12号	室蘭漁業協同組合	室蘭市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第9号、点10、点11、点12、点13、基点第10号、点14、点15及び基点第11号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 登別市と室蘭市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D1から142度20分 50メートルの点 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.2(北海道水産林務部三角点 水D3～)から111度00分 80メートルの点 基点第4号 チキウ岬燈台中心点 (北緯 42度18分07. 6秒 東経 141度00分04. 1秒) 基点第5号 北海道水産林務部三角点 水D5から154度00分 280メートルの点 基点第6号 北海道水産林務部三角点 水D6から190度00分 230メートルの点 基点第7号 室蘭港南外防波堤灯台 (北緯 42度20分56. 3秒 東経 140度54分57. 6秒) 基点第8号 室蘭市と伊達市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第9号 室蘭港南外防波堤基部 基点第10号 国土地理院三角点 大黒島 基点第11号 室蘭港北外防波堤基部 点1 基点第1号から 162 度 30分 2. 000メートルの点 点2 点1から 142 度 20分 1. 000メートルの点 点3 基点第2号から 142 度 20分 3. 000メートルの点 点4 基点第3号から 135 度 00分 3. 000メートルの点 点5 基点第4号から 180 度 00分 3. 000メートルの点 点6 基点第5号から 200 度 00分 3. 000メートルの点 点7 基点第6号から 212 度 30分 3. 000メートルの点 点8 基点第7号から 223 度 46分 3. 000メートルの点 点9 基点第8号から 223 度 46分 3. 000メートルの点 点10 基点第9号と基点第10号を結んだ線上、基点第9号から730メートルの点 点11 点12から 218 度 00分 60メートルの点 点12 点13から 168 度 00分 150メートルの点 点13 基点第9号と基点第10号を結んだ線上、基点第9号から1. 000メートルの点 点14 基点第10号から 282度 15分 975メートルの点 点15 基点第11号から 176度35分10秒 2. 120メートルの点	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網漁業 かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりゅう・ちか・いわし・ししゃも刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ほっけ刺し網漁業 さば・ちか・いわし・かれい小型定置網漁業 はたはた・にしん・かれい小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ちか底建網漁業 はもどう漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室蘭市	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、埋網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
胆海共第13号	いぶり噴火湾漁業協同組合	伊達市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第7号、点6、点7及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第6号、点8、点9、点10、点11、点12、点13及び基点第9号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 室蘭市と伊達市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.1 (国土地理院三角点 稀府～) 基点第3号 国土地理院三角点 東浜 基点第4号 国土地理院三角点 川口から185度46分36秒 144. 06メートルの点 基点第5号 国土地理院三角点 館山から283度01分50秒 4. 117. 61メートルの点 基点第6号 エントモ岬突端 基点第7号 基点第6号から 125 度 24分 1. 599メートルの点 基点第8号 点7から 61 度 00分 50メートルの点 基点第9号 点13から 93 度 00分 380メートルの点 点1 基点第1号から 223 度 46分 3. 000メートルの点 点2 基点第2号から 223 度 46分 3. 000メートルの点 点3 基点第3号から 221 度 30分 3. 000メートルの点 点4 基点第4号から 221 度 30分 3. 000メートルの点 点5 基点第5号から 221 度 30分 3. 000メートルの点 点6 基点第7号から 231 度 00分 50メートルの点 点7 点6から 141 度 00分 100メートルの点 点8 基点第6号から 131 度 30分 25メートルの点 点9 点8から 154 度 30分 170メートルの点 点10 点9から 223 度 00分 75メートルの点 点11 点10から 134 度 30分 130メートルの点 点12 点11から 45 度 00分 115メートルの点 点13 点12から 100 度 00分 150メートルの点	第一種共同漁業	こんぶ漁業 のり漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	伊達市(有珠町、向有珠町及び南有珠町を除く)	なし
胆海共第14号	いぶり噴火湾漁業協同組合	伊達市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第7号、点6、点7及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びに基点第6号、点8、点9、点10、点11、点12、点13及び基点第9号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域 基点第1号 室蘭市と伊達市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.1 (国土地理院三角点 稀府～) 基点第3号 国土地理院三角点 東浜 基点第4号 国土地理院三角点 川口から185度46分36秒 144. 06メートルの点 基点第5号 国土地理院三角点 館山から283度01分50秒 4. 117. 61メートルの点 基点第6号 エントモ岬突端 基点第7号 基点第6号から 125 度 24分 1. 599メートルの点 基点第8号 点7から 61 度 00分 50メートルの点 基点第9号 点13から 93 度 00分 380メートルの点 点1 基点第1号から 223 度 46分 3. 000メートルの点 点2 基点第2号から 223 度 46分 3. 000メートルの点 点3 基点第3号から 221 度 30分 3. 000メートルの点 点4 基点第4号から 221 度 30分 3. 000メートルの点 点5 基点第5号から 221 度 30分 3. 000メートルの点 点6 基点第7号から 231 度 00分 50メートルの点 点7 点6から 141 度 00分 100メートルの点 点8 基点第6号から 131 度 30分 25メートルの点 点9 点8から 154 度 30分 170メートルの点 点10 点9から 223 度 00分 75メートルの点 点11 点10から 134 度 30分 130メートルの点 点12 点11から 45 度 00分 115メートルの点 点13 点12から 100 度 00分 150メートルの点	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・ほつけ刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりうお・ちか刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 なががき刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ちか・いわし・かれい・いし型定置網漁業 はたはた・ちか・かれい小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ちか底建網漁業 はもどう漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	伊達市(有珠町、向有珠町及び南有珠町を除く)	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の敷及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3)漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、堤網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2に深に敷設しなければならない。
胆海共第15号	いぶり噴火湾漁業協同組合	伊達市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 館山から 283度01分50秒 4. 117. 61メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 アルトリ岬から 221度26分15秒 179. 985メートルの点 基点第3号 伊達市と洞爺湖町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 221 度 30分 3. 000メートルの点 点2 基点第2号から 221 度 30分 3. 000メートルの点 点3 基点第3号から 221 度 30分 3. 000メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 まづし漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	伊達市有珠町、向有珠町及び南有珠町	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
胆海共第16号	いぶり噴火湾漁業協同組合	伊達市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 館山から 283度01分50秒4、117、61メートルの点 基点第2号 国土地理院三角点 アルトリ岬から 221度26分15秒179、985メートルの点 基点第3号 伊達市と洞爺湖町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 221度 30分 3、000メートルの点 点2 基点第2号から 221度 30分 3、000メートルの点 点3 基点第3号から 221度 30分 3、000メートルの点	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・ほっけ刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりうお・ちか刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ちか・いわし・かれい小型定置網漁業 はたはた・ちか・かれい小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ちか底建網漁業 はもどう漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	伊達市有珠町、向有珠町及び南有珠町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、堀網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。
胆海共第17号	いぶり噴火湾漁業協同組合	虻田郡洞爺湖町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 伊達市と洞爺湖町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D3 基点第3号 洞爺湖町と豊浦町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 221度 30分 3、000メートルの点 点2 基点第1号から 244度 00分 2、400メートルの点 点3 基点第2号から 218度 15分 3、100メートルの点 点4 基点第3号から 214度 30分 3、000メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あわび漁業 いかい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	洞爺湖町	なし
胆海共第18号	いぶり噴火湾漁業協同組合	虻田郡洞爺湖町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 伊達市と洞爺湖町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水D3 基点第3号 洞爺湖町と豊浦町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 221度 30分 3、000メートルの点 点2 基点第1号から 244度 00分 2、400メートルの点 点3 基点第2号から 218度 15分 3、100メートルの点 点4 基点第3号から 214度 30分 3、000メートルの点	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・ほっけ刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりうお・ちか刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 はたはた・ちか・かれい小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ちか底建網漁業 はもどう漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	洞爺湖町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、堀網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。
胆海共第19号	いぶり噴火湾漁業協同組合	虻田郡豊浦町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 洞爺湖町と豊浦町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 井辺から 218度00分 330メートルの点 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.13(北海道水産林務部三角点 水D6～) 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D10 基点第5号 北海道水産林務部図根点 No.7(北海道水産林務部三角点 水D10～) 基点第6号 豊浦町と長万部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 214度 30分 3、000メートルの点 点2 基点第2号から 214度 30分 3、000メートルの点 点3 基点第3号から 183度 00分 3、000メートルの点 点4 基点第4号から 183度 00分 3、000メートルの点 点5 基点第5号から 183度 00分 3、000メートルの点 点6 基点第6号から 183度 00分 3、000メートルの点	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 てんぐさ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 わかめ漁業 あさり漁業 あわび漁業 いかい漁業 つぶ漁業 ほたてがい漁業 ほっきがい漁業 うに漁業 えむし漁業 たこ漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊浦町	なし
胆海共第20号	いぶり噴火湾漁業協同組合	虻田郡豊浦町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 洞爺湖町と豊浦町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 井辺から 218度00分 330メートルの点 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.13(北海道水産林務部三角点 水D6～) 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水D10 基点第5号 北海道水産林務部図根点 No.7(北海道水産林務部三角点 水D10～) 基点第6号 豊浦町と長万部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 214度 30分 3、000メートルの点 点2 基点第2号から 214度 30分 3、000メートルの点 点3 基点第3号から 183度 00分 3、000メートルの点 点4 基点第4号から 183度 00分 3、000メートルの点 点5 基点第5号から 183度 00分 3、000メートルの点 点6 基点第6号から 183度 00分 3、000メートルの点	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・ほっけ刺し網漁業 かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きゅうりうお・ちか刺し網漁業 しらうお刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ひらめ刺し網漁業 ちか・いわし・かれい小型定置網漁業 かれい・ひらめ・ちか底建網漁業 はもどう漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	豊浦町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。 (3) 漁業権行使規則には、底建網漁業の方法について、堀網の長さ及び身網の高さ(網立)の制限を規定するとともに次の制限を規定しなければならない。 ア 身網の大きさは、84.84メートル以下でなければならない。 イ 網は、水面から水深の3分の2以深に敷設しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
胆海共第21号	蔵川漁業協同組合	勇払郡むかわ町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 日高町とむかわ町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 上郡台から254度30分 1、350メートルの点 基点第3号 むかわ町と厚真町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 206度 55分 14、000メートルの点 点2 基点第3号から 200度 25分 14、000メートルの点 点3 基点第3号から 200度 25分 2、700メートルの点		第一種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	むかわ町	なし
胆海共第22号	蔵川漁業協同組合	勇払郡厚真町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 むかわ町と厚真町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 厚真町と苫小牧市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 国土地理院三角点 苫小牧から258度30分 1、500メートルの点 点1 基点第1号から 200度 25分 5、000メートルの点 点2 基点第1号から 200度 25分 14、000メートルの点 点3 基点第2号から 195度 25分 14、000メートルの点 点4 基点第2号から195度25分の線と点1と点5を結んだ線の交点 点5 基点第3号から 175度 00分 5、000メートルの点		第一種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	厚真町	なし
胆海共第23号	苫小牧漁業協同組合	苫小牧市地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 厚真町と苫小牧市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 むかわ町と厚真町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 国土地理院三角点 苫小牧から258度30分 1、500メートルの点 点1 基点第1号から 195度25分の線と点5と点6を結んだ線との交点 点2 点1から 195 度 25分 6、000メートルの点 点3 点4から 195 度 25分 6、000メートルの点 点4 点5と点6を結んだ線上、点6から5、624mの点 点5 基点第2号から 200度 25分 5、000メートルの点 点6 基点第3号から 175度 00分 5、000メートルの点		第一種共同漁業	ほたてがい漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	苫小牧市	なし
胆海共第26号	苫小牧漁業協同組合、蔵川漁業協同組合、いぶり中央漁業協同組合、室蘭漁業協同組合	勇払郡むかわ町及び厚真町、苫小牧市、白老郡白老町、登別市並びに室蘭市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 日高町とむかわ町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 むかわ町と厚真町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 国土地理院三角点 苫小牧から258度30分 1、500メートルの点 基点第4号 苫小牧市と白老町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 国土地理院三角点 眉太郎から79度48分07秒 1、515、27メートルの点 基点第6号 北海道水産林務部図根点 No.4(北海道水産林務部三角点 水D12～) 基点第7号 登別漁港東防波堤基脚 (X＝-171463、654 Y＝-87167、366 12系座標値) 基点第8号 国土地理院三角点 蘭法審峠 基点第9号 国土地理院三角点 幌別から111度05分 540メートルの点 基点第10号 登別市と室蘭市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第11号 北海道水産林務部三角点 水D1から142度20分 50メートルの点 基点第12号 北海道水産林務部図根点 No.2(北海道水産林務部三角点 水D3～)から111度00分 80メートルの点 基点第13号 チキウ岬燈台中心点 (北緯 42度18分07、6秒 東経 141度00分04、1秒) 基点第14号 北海道水産林務部三角点 水D5から154度00分 280メートルの点 基点第15号 北海道水産林務部三角点 水D6から190度00分 230メートルの点 点1 基点第1号から 206 度 55分 5、000メートルの点 点2 基点第1号から 206 度 55分 27、000メートルの点 点3 基点第4号から 147 度 20分 27、000メートルの点 点4 点212から 142 度 20分 25、000メートルの点 点5 基点第15号から 212 度 30分 9、000メートルの点 点6 基点第15号から 212 度 30分 3、000メートルの点 点7 基点第14号から 200 度 00分 3、000メートルの点 点8 基点第13号から 180 度 00分 3、000メートルの点 点9 基点第12号から 135 度 00分 3、000メートルの点 点10 基点第11号から 142度 20分 3、000メートルの点 点11 点21から 142度 20分 1、000メートルの点 点12 基点第9号から 142度 00分 3、000メートルの点 点13 基点第8号から 142度 20分 3、100メートルの点 点14 基点第7号から 142度 20分 3、000メートルの点 点15 基点第6号から 142度 20分 3、000メートルの点 点16 基点第5号から 142度 20分 3、000メートルの点 点17 基点第4号から 147度 20分 3、000メートルの点 点18 基点第3号から 175度 00分 3、000メートルの点 点19 基点第3号から 175度 00分 5、000メートルの点 点20 基点第2号から 200度 25分 5、000メートルの点 点21 基点第10号から 162度 30分 2、000メートルの点		第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	むかわ町、厚真町、苫小牧市、白老町、登別市及び室蘭市	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
胆海共第27号	古小牧漁業協同組合、 越川漁業協同組合、いぶり中央漁業協同組合、室蘭漁業協同組合	室蘭市、伊達市並びに 虹田郡洞爺湖町及び豊 浦町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、 点17、点18、点19、点20及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 日高町とむかわ町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 むかわ町と厚真町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 国土地理院三角点 古小牧から258度30分 1、500メートルの点 基点第4号 古小牧市と日老町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第5号 国土地理院三角点 遠太郎から79度48分7秒 1、515、27メートルの点 基点第6号 北海道水産林務部図根点 No.4(北海道水産林務部三角点 水D12～) 基点第7号 登別漁港東防波堤基部 (X＝－171463、664 Y＝－87167、366 12系座標値) 基点第8号 国土地理院三角点 蘭法華岬 基点第9号 国土地理院三角点 幌別から111度05分 540メートルの点 基点第10号 登別市と室蘭市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第11号 北海道水産林務部三角点 水D1から142度20分 50メートルの点 基点第12号 北海道水産林務部図根点 No.2(北海道水産林務部三角点 水D3～)から111度00分 80メー トルの点 基点第13号 チキウ岬燈台中心点 (北緯 42度18分07.6秒 東経 141度00分04.1秒) 基点第14号 北海道水産林務部三角点 水D5から154度00分 280メートルの点 基点第15号 北海道水産林務部三角点 水D6から190度00分 230メートルの点 点1 基点第1号から 206 度 55分 5、000メートルの点 点2 基点第1号から 206 度 55分 27、000メートルの点 点3 基点第4号から 147 度 20分 27、000メートルの点 点4 点21から 142 度 20分 25、000メートルの点 点5 基点第15号から 212 度 30分 9、000メートルの点 点6 基点第15号から 212 度 30分 3、000メートルの点 点7 基点第14号から 200 度 00分 3、000メートルの点 点8 基点第13号から 180 度 00分 3、000メートルの点 点9 基点第12号から 135 度 00分 3、000メートルの点 点10 基点第11号から 142度 20分 3、000メートルの点 点11 点21から 142度 20分 1、000メートルの点 点12 基点第9号から 142度 00分 3、000メートルの点 点13 基点第8号から 142度 20分 3、100メートルの点 点14 基点第7号から 142度 20分 3、000メートルの点 点15 基点第6号から 142度 20分 3、000メートルの点 点16 基点第5号から 142度 20分 3、000メートルの点 点17 基点第4号から 147度 20分 3、000メートルの点 点18 基点第3号から 175度 00分 3、000メートルの点 点19 基点第3号から 175度 00分 5、000メートルの点 点20 基点第2号から 200度 25分 5、000メートルの点 点21 基点第10号から 162度 30分 2、000メートルの点	第二種共同漁業	あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網漁業 かすべ・あんこう刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ほつて刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで	団体	室蘭市、伊達市、洞爺湖町及び豊 浦町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定し なければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合に は、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければなら ない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の敷及び隻数並びに使用 する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。
胆海共第28号	いぶり噴火湾漁業協同組 合、室蘭漁業協同組合	室蘭市、伊達市並びに 虹田郡洞爺湖町及び豊 浦町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、 点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水D6から190度 230メートルの点 基点第2号 室蘭港南外防波堤灯台 (北緯 42度20分56.3秒 東経 140度54分57.6秒) 基点第3号 室蘭市と伊達市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 北海道水産部図根点 No.1(国土地理院三角点 樺府～) 基点第5号 国土地理院三角点 東浜 基点第6号 国土地理院三角点 川口 基点第7号 国土地理院三角点 館山から283度01分50秒 4、117、61メートルの点 基点第8号 国土地理院三角点 アルトリ岬から 221度26分15秒 179、985メートルの点 基点第9号 伊達市と洞爺湖町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第10号 北海道水産林務部三角点 水D3 基点第11号 洞爺湖町と豊浦町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第12号 国土地理院三角点 弁辺から218度00分 330メートルの点 基点第13号 北海道水産林務部図根点 No.13(北海道水産林務部三角点 水D6～) 基点第14号 北海道水産林務部三角点 水D10 基点第15号 北海道水産林務部図根点 No.7(北海道水産林務部三角点 水D10～) 基点第16号 豊浦町と長万部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 212 度 30分 3、000メートルの点 点2 基点第1号から 212 度 30分 9、000メートルの点 点3 基点第3号から 224 度 00分 9、000メートルの点 点4 基点第7号から 221 度 30分 10、000メートルの点 点5 基点第9号から 221 度 30分 10、000メートルの点 点6 基点第11号から 214 度 30分 12、000メートルの点 点7 基点第16号から 183 度 00分 11、500メートルの点 点8 基点第16号から 183 度 00分 3、000メートルの点 点9 基点第15号から 183 度 00分 3、000メートルの点 点10 基点第14号から 183度 00分 3、000メートルの点 点11 基点第13号から 183度 00分 3、000メートルの点 点12 基点第12号から 214度 30分 3、000メートルの点 点13 基点第11号から 214度 30分 3、000メートルの点 点14 基点第10号から 218度 15分 3、100メートルの点 点15 基点第9号から 244度 00分 2、400メートルの点 点16 基点第8号から 221度 30分 3、000メートルの点 点17 基点第8号から 221度 30分 3、000メートルの点 点18 基点第7号から 221度 30分 3、000メートルの点 点19 基点第6号から 221度 30分 3、000メートルの点 点20 基点第5号から 221度 30分 3、000メートルの点 点21 基点第4号から 223度 46分 3、000メートルの点 点22 基点第3号から 223度 46分 3、000メートルの点 点23 基点第2号から 223度 46分 3、000メートルの点	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令 和15年8月31日まで	団体	室蘭市、伊達市、洞爺湖町及び豊 浦町	なし

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
胆海共第29号	いぶり噴火湾漁業協同組合、室蘭漁業協同組合	室蘭市、伊達市並びに虻田郡洞爺湖町及び豊浦町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9、点10、点11、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18、点19、点20、点21、点22、点23及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水D5から190度 230メートルの点 基点第2号 室蘭港南外防波堤灯台 (北緯 42度20分56.3秒 東経 140度54分57.6秒) 基点第3号 室蘭市と伊達市の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第4号 北海道水産部図根点 No.1(国土地理院三角点 稚府～) 基点第5号 国土地理院三角点 東浜 基点第6号 国土地理院三角点 川口 基点第7号 国土地理院三角点 館山から283度01分50秒 4.117.61メートルの点 基点第8号 国土地理院三角点 アルトリ岬から 221度26分15秒 179.985メートルの点 基点第9号 伊達市と洞爺湖町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第10号 北海道水産林務部三角点 水D3 基点第11号 洞爺湖町と豊浦町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第12号 国土地理院三角点 弁辺から218度00分 330メートルの点 基点第13号 北海道水産林務部図根点 No.13(北海道水産林務部三角点 水D6～) 基点第14号 北海道水産林務部三角点 水D10 基点第15号 北海道水産林務部図根点 No.7(北海道水産林務部三角点 水D10～) 基点第16号 豊浦町と長万部町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から 212 度 30分 3.000メートルの点 点2 基点第1号から 212 度 30分 9.000メートルの点 点3 基点第3号から 224 度 00分 9.000メートルの点 点4 基点第7号から 221 度 30分 10.000メートルの点 点5 基点第9号から 221 度 30分 10.000メートルの点 点6 基点第11号から 214 度 30分 12.000メートルの点 点7 基点第16号から 183 度 00分 11.500メートルの点 点8 基点第16号から 183 度 00分 3.000メートルの点 点9 基点第15号から 183 度 00分 3.000メートルの点 点10 基点第14号から 183度 00分 3.000メートルの点 点11 基点第13号から 183度 00分 3.000メートルの点 点12 基点第12号から 214度 30分 3.000メートルの点 点13 基点第11号から 214度 30分 3.000メートルの点 点14 基点第10号から 218度 15分 3.100メートルの点 点15 基点第9号から 244度 00分 2.400メートルの点 点16 基点第9号から 221度 30分 3.000メートルの点 点17 基点第9号から 221度 30分 3.000メートルの点 点18 基点第7号から 221度 30分 3.000メートルの点 点19 基点第6号から 221度 30分 3.000メートルの点 点20 基点第5号から 221度 30分 3.000メートルの点 点21 基点第4号から 223度 46分 3.000メートルの点 点22 基点第3号から 223度 46分 3.000メートルの点 点23 基点第2号から 223度 46分 3.000メートルの点	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 ながずか刺し網漁業 にしん刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 めばる・かじか・ほっけ刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和15年8月31日まで	団体	室蘭市、伊達市、洞爺湖町及び豊浦町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間、シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の回数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。